

総合傷害補償制度 加入のおすすめ

(正式名称: 団体総合生活保険)

保険期間 平成**26**年**1**月**1**日 午後**4**時 ~ 平成**27**年**1**月**1**日 午後**4**時
申込締切日 平成**25**年**11**月**15**日(金) (一般財団法人全国商工会議所共済会への加入依頼書必着日)
加入対象者 各地商工会議所・連合会に勤務されている常勤役職員、配偶者、子供、父母、兄弟姉妹、同居親族(所得補償〈長期型〉は常勤役職員のみ)
保険料の払込み 平成**26**年**1**月給与より**12**回分割で払込みいただきます

団体割引

傷害補償

10%

所得補償
〈短期型〉

15%

所得補償
〈長期型〉

15%

ケガや事故で
働けなくなったときの
補償が充実しているから
安心!

割安な保険料で
家族で入れるから
安心!

▶ 国内外での急激かつ偶然な外来の事故
によるケガを**24**時間補償!(傷害補償)

※傷害補償A型・B型の場合

▶ 天災(地震・噴火・津波)による
ケガも補償!

※傷害補償B型の場合

▶ 病気・ケガはもちろん、うつ病等の
心の病気による療養もしっかり
カバーできます!

※所得補償〈長期型〉の場合



のご確認
ご加入内容

新規加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿ってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、一般財団法人全国商工会議所共済会または保険会社へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

大切なお知らせ
ご加入内容に関する

【現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします】

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、この募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限りは、この募集パンフレット等に記載の改定後の保険料・補償内容等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のお手続きは不要です(加入依頼書の提出は不要です)。

その他ご不明な点等ございましたら、保険会社までご連絡ください。なお、更新時には、保険金額が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

一般財団法人全国商工会議所共済会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6F

TEL **03-3518-0181** FAX **03-3518-0184**

手続きの流れ

保険始期当月より毎月払いで払込みいただきます
(加入申込者のそれぞれの給与から控除されます)



既加入

すでにご加入
されている皆様

ご加入内容に
変更がない
場合

特段のお手続きは不要です

保険料については、P4-P8でご確認ください。

ご加入内容に
変更がある
場合

「総合傷害補償制度加入依頼書(現加入者用)」に必要事項(変更事項)をご記入・ご署名のうえ、所属商工会議所・連合会ご担当者様にご提出ください。
更新されない場合も書類の提出が必要です。

※ただし、所得補償(短期型・長期型)につきましては、保険期間の途中で保険金額の増額(増口)はできません。更新時でのお手続きとなります。その際再度「健康状態告知事項欄」にご記入いただきます。なお、健康状態や年齢によってはお断りすることがあります。

ご加入を
更新されない
場合

新規加入

新規にご加入
を検討の皆様

希望する役職員が
個々に加入の場合
任意加入型

「総合傷害補償制度加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、所属商工会議所・連合会ご担当者様にご提出ください。
※所得補償(短期型)、所得補償(長期型)にご加入の場合は、必ず「健康状態告知欄」に記入のうえ、ご署名ください。

商工会議所
全体で加入の場合
包括加入型

商工会議所役職員全員分の「総合傷害補償制度加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名ください。
※所得補償(短期型)、所得補償(長期型)にご加入の場合は、必ず「健康状態告知欄」に記入のうえ、ご署名ください。

その他の手続きの流れ

保険期間の途中で
ご加入内容に
変更がある
場合

型式変更、加入口数の増口(傷害保険のみ)・減口、脱退、名前の変更等、当初の加入内容を変更する場合、「総合傷害補償制度異動依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、所属商工会議所・連合会ご担当者様にご提出ください。

※ただし、所得補償(短期型)、所得補償(長期型)につきましては、保険期間の途中で保険金額の増額(増口)はできません。更新時でのお手続きとなります。その際再度「健康状態告知事項欄」にご記入いただきます。なお、健康状態や年齢によってはお断りすることがあります。

毎月の
中途加入
で
新規加入の場合

「総合傷害補償制度加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、所属商工会議所・連合会ご担当者様にご提出ください。

締切日: 毎月末日 補償期間: 翌月1日～平成27年1月1日

※所得補償(短期型)、所得補償(長期型)にご加入の場合は、必ず「健康状態告知欄」にご記入のうえ、ご署名ください。

補償タイプ一覧

補償内容・保険料等の改定に伴い、ご加入いただく補償タイプについても以下のとおりタイプ名称を変更しておりますので、ご確認ください。

所得補償保険〈短期型〉については、別紙の改定点のとおり、保険金額を定額設定としますので、加入依頼書に打ち出しされている口数は昨年の保険金額に応じた(千円単位の端数は四捨五入をして万円単位にします。)口数となります。(例: 昨年の保険金額が106,000円の場合には110,000円とし、1口月額保険金額10,000円のタイプを11口加入)

所得補償保険〈長期型〉については、従来、性別毎にタイプ名称を分けていましたが、平成26年1月始期以降より一つのタイプ名称に集約します。(保険料は従来どおり、性別毎に異なります。詳細はP.8をご確認ください。)

●前年までの補償タイプ

補償内容	傷害保険(基本補償)		傷害保険(オプション)		所得補償保険〈短期型〉		所得補償保険〈長期型〉	
	A型	B型	携行品損害	住宅内生活用動産	満63歳まで	満64歳以上	男性	女性
加入依頼書にご記入いただくタイプ	FA	FB	FC	FD	S2	S1	X1	Y1

●平成26年1月始期以降の補償タイプ

補償内容	傷害補償(基本)		傷害補償(オプション)		所得補償〈短期型〉		所得補償〈長期型〉
	A型	B型	携行品	住宅内生活用動産	満63歳まで	満64歳以上	
加入依頼書にご記入いただくタイプ	SA	SB	K	D	ST1	ST2	G

総合傷害補償制度はライフプランに合わせて、必要な補償を組み合わせられます!

責任世代の充実補償プラン!
就業障害となった場合も備えは安心!



- 男性 50歳
- 妻46歳 子13歳 子10歳

マイホームを買ったから、住宅内生活用動産の補償、所得補償をプラス!



- 女性 40歳
- 夫42歳 子6歳

若いからこそ、長期の就業障害に備えたい!



- 男性 30歳

傷害補償

A型 天災補償なし または B型 天災補償あり

+

オプション① 携行品

+

オプション② 住宅内生活用動産

+

所得補償〈短期型〉

+

所得補償〈長期型〉

||

傷害補償B型2口	1,500円
携行品	60円
住宅内生活用動産	580円
所得補償〈長期型〉(30口)	22,200円
合計月額保険料	24,340円

傷害補償

A型 天災補償なし または B型 天災補償あり

+

オプション① 携行品

+

オプション② 住宅内生活用動産

+

所得補償〈短期型〉

+

所得補償〈長期型〉

||

傷害補償B型3口	2,250円
携行品	60円
住宅内生活用動産	580円
所得補償〈短期型〉(20口)	3,800円
合計月額保険料	6,690円

傷害補償

A型 天災補償なし または B型 天災補償あり

+

オプション① 携行品

+

オプション② 住宅内生活用動産

+

所得補償〈短期型〉

+

所得補償〈長期型〉

||

所得補償〈長期型〉(20口)	9,200円
合計月額保険料	9,200円

日常生活でのケガを手厚く補償

傷害補償

団体割引

10%

(職種級別A)

日常生活での急激かつ偶然な外来の事故のケガによる死亡(後遺障害)、または入院や通院等を補償します

特 長

- 国内外を問わず日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる

さまざまなケガ に対応します。※病気による死亡、入院、通院は対象になりません



ジョギング中のケガ



ゴルフ中のケガ



旅行中のケガ



庭作業中のケガ



階段から落ちてケガ

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。

- 「天災補償あり」タイプもお選びいただけます。

地震、津波等 によるケガは天災危険補償型(B型)で補償します。

- **ご家族** も加入することができます。

- 団体割引 **10%** が適用されますので、保険料が **割安** です。

- **身の回り品の損害を補償** する携行品(オプション①)、

住宅内の家財の損害を補償 する住宅内生活用動産(オプション②)の

2つのオプション をご用意しました。

携行品



旅行中カメラを落として壊した



ゴルフプレー中にクラブを折った



通勤途中、バッグを奪われた

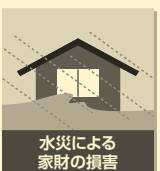
住宅内生活用動産 (日本国内のみ補償)



火災による家財の損害



盗難



水災による家財の損害

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の対象者(被保険者)は各地商工会議所・連合会常勤役員およびその配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族の方とします。年齢の制限はございません。役員本人の配偶者(内縁*を含む)・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族のみの加入もできます。配偶者・父母・子供に関しては「義理」・「同居」・「同一生計」は問いません。同居の親族に関しては「義理」・「同一生計」は問いません。親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*内縁とは次の(A)～(C)を全て満たす場合に限ります。

- (A) 実質的に夫婦関係を成立させようとする意思があること
- (B) 「同居」および「経済的一体性」という共同生活の実体が存在すること
- (C) 重婚の内縁(妻ある夫や夫ある妻と結んだ内縁)の場合は、前の婚姻が事実上解消されていること

保険金額と保険料

傷害補償A型

傷害補償B型

免責期間

保険金支払対象日数

●保険料は、年齢、性別に関係ありません。
●オプションは月額保険料・保険金額とも一律です。

1口 650円 1口 750円
(A型、B型のいずれか5口まで)

なし

事故によるケガの発生からその日を含めて180日以内

傷害補償・基本	型式区分	1口あたり 月額保険料	保険金の種類	1口あたりの保険金額 ^{*2}
	A 型 (天災補償なし)	650円	死亡・後遺障害保険金額	165万円
			入院保険金日額 ^{*3} (1日あたり)	2,000円
			通院保険金日額(1日あたり)	1,300円
	B 型 (天災補償あり ^{*1})	750円	死亡・後遺障害保険金	165万円
			入院保険金日額 ^{*3} (1日あたり)	2,000円
			通院保険金日額(1日あたり)	1,300円
加入限度口数		A型、B型のいずれか5口まで		

プラス

傷害補償・オプション	月額保険料	保険金額(限度額)	お支払いする保険金 (詳細は「補償の概要等」の表をご確認ください)
① 携行品	60円	10万円 免責金額(自己負担額) 5,000円	日本国内外を問わず、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に、その損害額(時価額)
② 住宅内生活用動産	580円	100万円 免責金額(自己負担額) 5,000円	日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に、その損害額(時価額)

*1 B型の傷害補償には天災危険補償特約がセットされているため、天災(地震・噴火またはこれらによる津波)によるケガも対象となります。

*2 傷害補償・基本の保険金額は、被保険者(保険の対象となる方)が職種別Aの場合の支払保険金額となります。職種別Bにあたる業務に従事している被保険者(保険の対象となる方)については、支払保険金額が減額となります(保険料は変わりません)。なお、Bに該当する場合の保険金額等については、引受保険会社にお問い合わせください。

職種別A…「事務従事者」「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方
職種別B…「自動車運転者」「建設作業員」「農林業従事者」「漁業従事者」「採鉱・採石従事者」「木・竹・草・つる製品製造従事者」

*3 手術保険金について

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所で所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。P9記載の「補償の概要等」をご確認ください。

- オプション単独ではご加入できません。必ず傷害補償A型またはB型に1口以上ご加入いただく必要があります。
- オプションは①、②とも保険の対象となる方1名につき1口のみご加入となります。ご加入された被保険者ごとに、1事故につき免責金額5,000円を自己負担していただきます。
- 住宅内生活用動産は、保険の対象となる方の同居、別居を問わず1名につき1口までご加入できます(例えば同居のご夫婦が1口ずつ入られた場合、その住居内の動産は合計して200万円まで補償されます)。
- 住宅内生活用動産にご加入の場合は、保険の対象となる方の居住(単身赴任先を含みます。)に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財が対象となります。

保険金受取例

Aさん

女性37歳

傷害補償 A型4口

月額保険料2,600円

たとえばこんな時!! 階段から落ちて足を骨折、入院!

大腿部
骨折

入院4日間

通院25日

階段から落ちて足を骨折で4日間入院、退院後25日通院。
入院から退院後の通院までしっかり補償されました。

保険金総額

①入院保険金(A型2,000円×4口)×4日=32,000円
②通院保険金(A型1,300円×4口)×25日=130,000円

①32,000円+②130,000円=

162,000円

保険金受取例

Bさん

男性51歳

傷害補償 A型3口+オプション②
住宅内生活用動産

月額保険料2,530円

たとえばこんな時!! 豪雨で床上浸水、家財が水浸しに!

集中豪雨で床上浸水となり、家財(テレビ、食卓等)で合計80万円(時価)の損害が発生。免責金額を除いて実際の損害額が支払われ、家財の買替えができました。

保険金総額

傷害補償オプション② 住宅内生活用動産
80万円-5,000円(免責金額)=795,000円

795,000円

※ノート型パソコン、携帯電話等補償の対象とならない物もありますので、詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

※上記は保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



他の同種保険と合算して、お一人の入院保険金日額が入院1日あたり15,000円、通院1日あたり10,000円を上回らないようにお決めください。 ※保険会社規定

ケガ・病気で働けない間の所得を補償

所得補償〈短期型〉

所得補償

団体割引

15%

(基本級別1級)

ケガまたは病気により、就業不能^{*1}となった場合に最長2年*まで所得を補償します
骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

*64歳以上の場合は最長1年間

特 長

●お仕事を休まれる原因が **ケガ・病気** のいずれでも補償の対象となります。

●入院だけでなく **自宅療養** (医師の治療を受けていることにより
商工会議所の業務に全く従事できない場合)も補償されます。

●日本国内・国外、業務中・日常生活を問わず、
ケガや病気で働けなくなり、免責期間7日間を超えた場合に、保険金をお支払いします。

●ご加入の際、 **医師の診査は不要です**
(加入依頼書の質問欄にあなたの健康状態を正しくご記入ください)
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社が提示する条件に従って
ご加入いただくことがあります。

●団体割引 **15%** が適用されますので、保険料が **割安** です。



***1 就業不能とは** 病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態をいいます。ただし、病気やケガで死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の加入対象者(被保険者)は各地商工会議所・連合会常勤役員ご本人、およびその配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹および同居の親族の方のうち、満15歳以上の方に限ります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額と保険料

免責期間*1

7日間

てん補期間*2

20歳～63歳＝2年間
64歳以上＝1年間

*1 保険金をお支払いしない期間

*2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

保険期間中(保険のご契約期間中)に、ケガまたは病気によって就業不能となり、その期間が免責期間(7日間)を超えた場合に、20歳～63歳の方は2年間(24か月)、64歳以上の方は1年間(12か月)を限度とし、所得補償保険金として、次の金額をお支払いします。

骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

〔お支払額〕＝月額保険金額(補償額)×就業不能期間*3(月数)

*3 就業不能期間＝就業不能日数－7日間(免責期間)

※就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、就業不能期間に4日を加えた日数とします。

- 保険金額が保険の対象となる方の事故直前12か月間の平均月間所得額*4を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。
- 就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とし、日割計算します。

加入限度口数		99口	
保険金額(月額)		1万円	
てん補期間*2		1年	2年
1口あたりの月額保険料	20～24歳	—	80円
	25～29歳	—	90円
	30～34歳	—	110円
	35～39歳	—	150円
	40～44歳	—	190円
	45～49歳	—	230円
	50～54歳	—	270円
	55～59歳	—	300円
	60～63歳	—	310円
	64歳	220円	—
	65～69歳	330円	—
	70～74歳	450円	—



(20歳未満および75歳以上の方については、別途計算となりますのでご照会ください)

※保険金額は、平均月間所得額*4(平均月間所得額の85%以下を目安としてください。)の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方のお仕事の内容や年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。上記保険料は、基本級別1級(事務職等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

*4 直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。

*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険金受取例

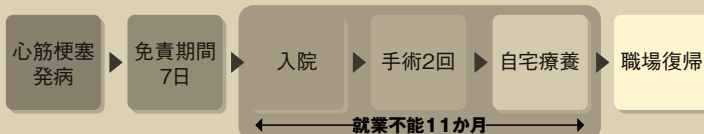
Cさん

男性50歳

30口

月額保険料8,100円

たとえばこんな時!! 心筋梗塞で入院し、11か月間就業不能に!



心筋梗塞を発病し、そのまま入院。2回の手術。入院も120日と長期にわたりました。退院後も自宅療養を余儀なくされ、免責期間(7日間)経過後11か月にわたり、就業不能状態になってしまいました。その間、減少した収入は、この保険の補償で支えられました。

保険金総額

月額保険金額(補償額) 1口10,000円×30口＝300,000円

30万円×11か月＝**3,300,000円**

※上記は保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

長期間働けなくなった場合の所得を補償 所得補償〈長期型〉

精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償

団体割引

15%

ケガまたは病気により免責期間(10日)を超えて、就業障害*となった場合に最長60歳になるまでの所得を長期で補償。

心の病気による療養もしっかりカバー

特 長

- 最長60歳になるまでの **長期間の補償**
万が一、商工会議所を退職することになっても就業障害が続けば60歳になるまで補償が続きます。
- 復職した場合でも、就業障害前と比べて、月間所得額が20%超減っていたら **その減額率(喪失率)に応じて、1か月につき月額保険金額を限度に** お支払いします。(ただし、てん補期間開始後2年以内)
- ご自身の万が一に備えて入ることも(任意加入型)、役職員向け福利厚生の一環として **商工会議所が掛金を負担することも(包括加入型) 可能** です。
- 団体割引 **15%** が適用されますので、保険料が **割安** です。
- 病気・ケガはもちろん、うつ病等の **心の病気による療養も** **しっかりカバー** できます!(ただし最長2年間)

雇用環境の変化により「心の病」が増え、長期間の就業障害が増加しています。近年行われた全国調査で、**国民の15人に1人がうつ病を経験**していることが明らかとなりました。また、世界保健機構(WHO)の将来予測によると、**うつ病は2000年では総疾病の第4位であったのに対し、2020年には第2位になる**といわれています。

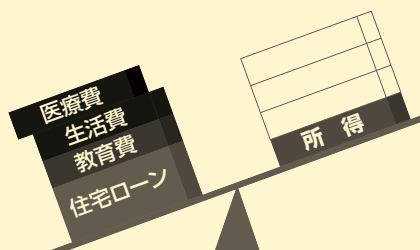
例えば
こんな
とき...

病気やケガで長期間働けなくなり、収入の大幅な減少。

生命保険や医療保険、傷害保険などでは、万一の死亡・入院・通院等、必要な費用は補償されますが、働けない期間の所得は補償されません。



健康時 収入と支出のバランスが保たれている



長期療養時 所得が減少!!通常の支出に加えて、医療費も!!

所得補償
〈長期型〉で
所得を補償!

* 就業障害とは

「免責期間中」および「保険金支払対象期間開始後2年超」については、身体障害を被り、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。

「保険金支払対象期間開始後2年以内」については、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。

ただし、いずれの場合も、病気またはケガにより死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。詳しくはこのパンフレットの「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額と保険料

免責期間*1

10日間

てん補期間*2

最長60歳になるまで

(ただし、55歳～59歳の年齢の加入者については、就業障害となつてから最長5年間(免責期間を除く)を補償します。精神障害の場合は最長2年間。)

*1 保険金をお支払いしない期間
*2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

●支払基礎所得額(補償額):月額1万円(1口あたり) ●加入限度口数:99口

月額保険料(1口あたり)			月額保険料(1口あたり)		
満年齢*1	男性	女性	満年齢	男性	女性
15～24歳	360円	260円	40～44歳	640円	850円
25～29歳	400円	360円	45～49歳	740円	940円
30～34歳	460円	500円	50～54歳	740円	840円
35～39歳	530円	670円	55～59歳*2	830円	810円

*1 年齢は、保険期間の初日時点(平成26年1月1日)の満年齢です。

*2 免責期間中に満60歳になった場合は、保険金がお支払いされませんのでご注意ください。

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*3(平均月間所得額の85%以下を目安としてください。)の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

*3 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月間所得額をいいます。

*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●月額保険料は所得補償(長期型)加入率が30%未満の場合のもので、加入率が30%以上の場合は保険料を引き下げさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険金受取例

Dさん | 男性30歳 | 20口 | 月額保険料9,200円

たとえばこんな時!! 交通事故で脊髄損傷、寝たきりで就業障害に!



突然の交通事故で脊髄を損傷し、入院、1回の手術となりましたが、下半身不随(寝たきり)のため、60歳まで30年間にわたり、就業障害状態になってしまいました(月間所得額が100%減った)。

保険金総額

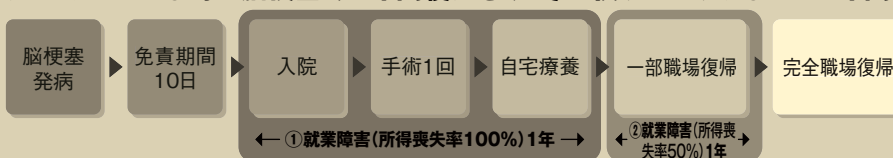
支払基礎所得額(補償額) 1口10,000円×20口=200,000円

20万円×(12か月×30年間)= **72,000,000円**

保険金受取例

Eさん | 男性50歳 | 30口 | 月額保険料22,200円

たとえばこんな時!! 脳梗塞で1年間寝たきり、その後リハビリしながら1年間は短時間勤務、その後完全復帰へ!



脳梗塞が原因で入院し、1年間は寝たきりで全く働けませんでした(月間所得額が100%減った)。その後業務に復帰しましたが、リハビリに通いながら短時間勤務(就業障害)を1年間続けた後(月間所得額が50%減った)、完全に職場復帰しました。

保険金総額

支払基礎所得額(補償額) 1口10,000円×30口=300,000円

①30万円×12か月=3,600,000円

②30万円×所得半減50%×12か月=1,800,000円

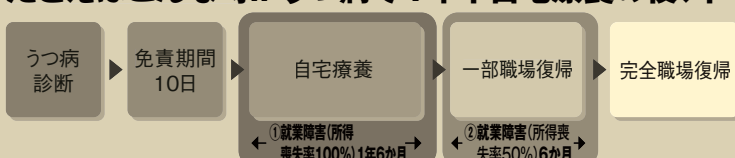
①3,600,000円+②1,800,000円=

5,400,000円

保険金受取例

Fさん | 男性40歳 | 20口 | 月額保険料12,800円

たとえばこんな時!! うつ病で1年半自宅療養の後、半年間の短時間勤務、その後完全復帰へ!



うつ病と診断され、入院にはならなかったものの1年6か月の間、仕事に行くことができませんでした(月間所得額が100%減った)。ようやく職場復帰したものの最初の半年間は短時間勤務(就業障害)を続け(月間所得額が50%減った)、その後、完全職場復帰しました。

保険金総額

支払基礎所得額(補償額) 1口10,000円×20口=200,000円

①20万円×18か月=3,600,000円

②20万円×所得半減50%×6か月=600,000円

①3,600,000円+②600,000円=

4,200,000円

※上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

この保険の加入対象者(被保険者)は各地商工会議所・連合会常勤役員本人かつ満15歳以上満59歳以下の方に限ります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額と保険料」表をご確認ください。
 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。
 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
 詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いしない主な場合				
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含みます。)に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。		・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ(ただし、天災危険補償特約がセットされたB型にご加入の場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについて保険金をお支払いします。) ・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガ ・刑の執行によって生じたケガ ・ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートテスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等			
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。					
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。					
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 に、保険金をお支払いします。 <table><tr><td rowspan="2">お支払額</td><td>入院中</td><td>入院保険金日額の10倍</td></tr><tr><td>入院中以外</td><td>入院保険金日額の5倍</td></tr></table> ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。			お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍					
	入院中以外	入院保険金日額の5倍					
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。) された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まます。					

財産に関する補償

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
携 行 品 特 約	国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。		・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。 なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
	以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什(じゅう)器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 等		
住 宅 内 生 活 用 動 産 特 約	国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。		・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 等 *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。 なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
	以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什(じゅう)器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 等		

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。
*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされます。
❶ ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
病気やケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が免責期間*1を超えた場合*2に、保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*3を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*4を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。	・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やケガによる就業不能*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・刑の執行によって生じた病気やケガによる就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*2*3 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能	
	※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。 *3 「てん補期間*5内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。) *4 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*6の平均月額をいいます。 *5 同一の病気やケガによる就業不能*7(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *6 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *7 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	等 *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によって生じた病気やケガによる就業不能は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。 *3 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。	

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。
※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日も職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

【団体長期障害所得補償（GLTD*1）】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。また、精神障害補償特約がセットされますので、メンタルヘルス不調等による就業障害も補償します（お支払期間には一定の限度があります。）。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

❶ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

病気やケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が免責期間*1を超えた場合に、保険金をお支払いします。		・戦争、内乱、暴動等によって生じた病気やケガによる就業障害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・刑の執行によって生じた病気やケガによる就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（精神障害補償特約がセットされるため、所定の精神障害については2年を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3等
	お支払額（就業障害期間*2 1か月あたり） 支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率（100%）		
	※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。		
	※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。		
	*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。		
	*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。		
	*3 保険金の算出の基礎となる額をいいます。		
	*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。		
	免責期間*1が終了する日の翌日から起算した 各月における回復所得額 1－ 免責期間*1が開始する直前の、 上記期間に対応する各月における所得*7の額		
	ただし、所得*7の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。		
*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*7の平均月額をいいます。			
*6 同一の病気やケガによる就業障害*8に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。			
*7 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。			
*8 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。			

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間*中	てん補期間*開始後2年以内	てん補期間*開始後2年超
病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること	病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超である状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること	病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること

*免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」、てん補期間については上記本文内の「*6」、所得喪失率については上記本文内の「*4」をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

◆マークのご説明



ご加入いただく保険の特に重要な情報です。



お客様にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

I ご加入時にご確認いただきたいこと

ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)
ご加入の保険契約の保険期間および責任開始日時については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金をお支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

2. 保険料の払込方法等

●保険料の払込方法について

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

●保険料の一括払込みが必要な場合について

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者である団体を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、そのご加入者の加入部分*1を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記8告知義務・通知義務等をご確認ください。

*1 そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の保険料を払込みいただいていた方および補償も含まれます)。

3. 保険金額等の設定について

この保険での保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額*1の増額等はできません。あらかじめご了承ください。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。

4. 保険金受取人の指定について

●傷害補償

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険にご加入したことについてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

5. 他の保険契約等がある場合

他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご加入の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入依頼書

等に記載してください。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

6. 保険料

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

7. 補償の内容

“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

8. 告知義務・通知義務等

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項です。

告知義務: 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。なお、お引受けする補償によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの告知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

通知義務: 加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする補償によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの通知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご加入内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●告知事項・通知事項一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする補償ごとに異なります。下表をご確認ください。(項目名は異なる場合があります。)

① 正しく告知・通知いただけない場合は、ご加入を解除することがあります。
② ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償
生年月日	—	—	★	★
性別	—	—	—	★
職業・職務*1	—	☆	☆	—
健康状態告知*2	—	—	★	★

※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。

※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

●所得補償・団体長期障害所得補償の「告知」(健康状態告知書)について

健康状態等は正しくお知らせください。過去に病気やケガをされたことがある方等でも、ご加入内容を制限してお引受けできる場合があります。

①告知義務について <ご加入時にお知らせいただくこと>

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、健康状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、ご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)

③過去に病気やケガをされたこと等を告知された場合

お引受けについて、告知の内容から、以下のA～Cいずれかの決定とさせていただきます。

A お引受けさせていただきます(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)

B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けさせていただきます(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)

C 今回のお引受けはお断りさせていただきます。

④告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・責任開始日*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

・ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*3(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*1 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知された保険契約の支払責任の開始日をいいます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*3 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

なお、前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消し等となる場合があります。

<新たな保険契約へお乗換えされる場合>

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

a.現在のご加入を解約、減額等される場合の不利事象事項

・多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくなく、あってもごくわずかとなる場合があります。

b.新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等により、お断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・一般の契約と同様に告知義務があります。新たにご加入の保険契約の場合は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たなご加入に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。よって、告知が必要な過去の病気やケガ等がある場合は、新たにお引受けができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除・取消し等となったり、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った病気やケガに対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。

(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、

保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

⑤告知内容の確認について

ご加入後、保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●その他ご加入後の変更等のご連絡について

○所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

○団体長期障害所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

○すべての補償共通

事故が発生した場合には、直ちに(所得補償、団体長期障害所得補償については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

9.個人情報の取扱い

1. ご契約者である企業または団体は引受保険会社へ加入依頼書等に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ*1各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)、を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報その他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*1「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社(および引受保険会社のグループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご参照ください。

2. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。ご不明な点は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

10. 補償の重複に関するご注意

保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。二重に合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。
なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されること等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

11. 満期を迎えるとき

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

●更新後契約の保険料について

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

●補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合について

所得補償・団体長期障害所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

●更新後契約の補償内容を拡充する場合について

所得補償、団体長期障害所得補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容を拡充する場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。

●保険金請求忘れのご確認について

更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

●更新加入依頼書等記載の内容について

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在の加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

●ご加入内容を変更されている場合について

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

12. 満期返れい金・契約者配当金について

●満期返れい金・契約者配当金はありません。

13. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご加入時にご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。

●以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
- ・傷害補償で死亡保険金受取人を指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）

●以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせた場合
- ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合 等

14. その他ご加入時にご注意いただきたいこと

- ①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等

記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

- ②弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ③ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ④この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

⑤現在のご加入を満期日を待たずに解約され、新たにご加入されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

- ・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
- ・新たにご加入の保険契約は、現在の保険契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等によりお断りする場合があります。

II ご加入後にご注意いただきたいこと

1. 解約されるとき

●からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出による解約について

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

2. 事故が起こったとき

- ①事故が発生した場合には、直ちに（所得補償、団体長期障害所得補償等については30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ②賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- ③保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。また、所得補償・団体長期障害所得補償においては原則として所得を証明する書類をご提出いただきます。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - ・弊社の定める就業不能状況記入書
 - ・弊社の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ④保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないうちは、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ⑥損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ⑦賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

**東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、
後記をご参照ください。**

3.ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

4.保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、 財産に関する補償	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
所得補償、 団体長期障害所得補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社  保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)  0570-022808 <通話料有料> PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)	東京海上日動安心110番(事故受付センター) 事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ “事故は119番-110番”  0120-119-110 受付時間:24時間365日 携帯電話のアドレス帳登録はこちら (「ア」行に登録できます) 
---	---

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険金額*1、免責金額(自己負担額)
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	左記以外 の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ☐ 職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ☐ 職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、 「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—	—	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—
☐ 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？なお、保険金額*1の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	○	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

※現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。

*1 例えば、賠償責任に関する補償にご加入の場合で、他に同種のご加入をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



メディカルアシスト

自動セット

団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします（より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。）。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間

24時間365日受付*2



0120-708-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、そのご親族（以下「相談対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

*1 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。



メンタルヘルスサポート《メンタルヘルス電話相談》

自動セット

所得補償〈長期型〉にご加入いただいた場合に
対象となります。

「気分がすぐれない」「やる気がしない」といったメンタルヘルスに関することから、職場や人間関係に関するお悩みまで、心理相談員等にお電話で幅広くご相談いただけます。

●受付時間（日・祝日を除きます。）

午前9時～午後9時



0120-783-503

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

※保険の対象となる方（法人は除きます。）とそのご親族からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）



デイリーサポート

自動セット

団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

介護・法律・税務に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

■介護関連サービス

・電話介護相談（介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談）
・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

■生活支援サービス

・法律・税務相談*1
・社会保険に関する相談*2
・暮らしの情報提供

●受付時間（いずれも土・日・祝日・年末年始を除きます。）

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時



0120-285-110

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

■電話介護相談

■法律相談

午前9時～午後5時

■社会保険に関する相談

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、そのご親族（以下「相談対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。



ご注意ください

・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とします。
・メディカルアシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

退職されたときは

- 商工会議所・連合会を退職された方は、その時点で本制度から脱退することになります（退職日をもって補償は終了します）。ただし、残りの保険期間に相当する保険料を一括でお支払いいただきますと、保険期間終了までは補償を継続することができます。

365日24時間東京海上日動安心110番



0120-119-110

“事故は119番－110番”

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話から
ご利用になれます。

この保険は、一般財団法人全国商工会議所共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人全国商工会議所共済会が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

引受保険会社、お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社 担当課 広域法人部 法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4147 FAX:03-3515-4148